

山口県業務委託共通仕様書
令和元年10月（令和5年10月一部改訂）

1. 業務委託実施要領

2. 共通仕様書

(1) 設計業務

第1編 共通編 今回改訂

第2編 河川編

第3編 海岸編

第4編 砂防及び地すべり対策編

第5編 ダム編

第6編 道路編

第7編 下水道編

(2) 測量業務 今回改訂

(3) 地質・土質調査業務 今回改訂

(4) 発注者支援業務

(5) 用地調査等業務 今回改訂

(6) 工損調査業務 今回改訂

3. 測量作業等における保安施設設置基準

4. 提出書類（参考様式） 今回改訂

5. 土地立入関係法令一覧

6. 管理技術者、照査技術者の配置及び資格要件

7. 契約約款等

■主な改訂内容

➤各業務共通（設計、測量、地質・土質調査）

- ・品確法に規定された受注者の責務（業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した業務の実施の効率化等による生産性の向上、技術者の育成及び確保、労働環境の改善）を明記
- ・対面によらない打合せに対応するための字句の変更
（打合せ（対面）→打合せ）
- ・保険加入を義務付ける条項を追加

➤地質・土質調査業務共通仕様書

- ・第 203 条 遠隔臨場による掘進長の検尺を規定
- ・第 404 条外 JIS 規格（JIS A1221）の改正に伴う試験名称の変更
（スウェーデン式サウンディング試験→スクリーウエイト貫入試験）

➤用地調査等業務共通仕様書

- ・第 124 条 営業に関する調査について、営業補償調査算定要領の該当条項を明示することとした。
- ・第 147 条 土地調書及び物件調書の作成について、監督職員の指示によることとした。
- ・廃材運搬費・廃材処分費算定表等様式の改正及び誤記等の訂正

➤工損調査共通仕様書

- ・第 32 条 ただし書きを改正。地盤変動影響調査算定要領第 10 条が改正されたため。
- ・第 33 条 水準測量を追加、それに伴う条ずれ。水準測量の規定が国の用地調査等業務共通仕様書で追加されたため。
- ・第 41 条 条項を追加。国の用地調査等業務共通仕様書の写真台帳の規定を適用することを明示することとした。
- ・写真台帳等様式の改正及び誤記等の訂正

➤その他

- ・主要技術基準及び参考図書について、基準日等を最新情報に更新